

職員の不正行為

1件 不当金額(支出) 480万円

自衛隊茨城地方協力本部において、会計班長であった防衛事務官が、分任資金前渡官吏の補助者として支払等の事務に従事中、平成31年1月から令和2年2月までの間に、国庫金振込明細表を自己名義の預金口座を振込先とした虚偽の国庫金振込明細表に差し替えるなどして、前渡資金計474万円を領得し、債権者に対する遅延利息計6万円を加えた合計480万円の損害を発生させていて、不当と認められる。

なお、この損害額は、2年10月までに同人が債権者に支払ったことなどから、全額が補填されている。